

各障害福祉サービス事業所等

代表者 殿

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課長

(公 印 省 略)

「相談支援従事者研修事業の実施について」の改正について

平素より本県の福祉人材の確保・育成にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省より「相談支援従事者研修事業の実施について」の改正があり、令和2年4月1日より適用されることとなりましたので、お知らせいたします。

今回の改正では、障害児者の相談支援の更なる質の向上を図るため、研修カリキュラムの拡充や研修受講要件の追加等、研修制度の見直しがなされています。

つきましては、本改正の内容をご確認いただき、貴所属の関係職員へご周知いただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省通知、お問合せ様式等については、下記奈良県長寿・福祉人材確保対策課ホームページに掲載しております。

(<http://www.pref.nara.jp/item/220052.htm#itemid220052>)

担 当：奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課

人材確保・育成係 太田

住 所：〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL：0742-27-8039

FAX：0742-26-1015